

W02076295 号-1

平成 21 年 7 月 13 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)
 代表取締役 野井伸



平成 21 年度 特別監査報告書 (平成 21 年度 第 1 回定期監査を含む)

(その 1) 再処理事業部 / 品質保証室の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4-108
監査名	平成 21 年度 特別監査 (平成 21 年度 第 1 回定期監査を含む)
監査対象部門	(その 1) 再処理事業部 / 品質保証室
監査場所	日本原燃株式会社 再処理事務所、及び事務本館 (六ヶ所村)
監査実施日	平成 21 年 6 月 22 日 ~ 26 日
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン)

2. 平成 21 年度 特別監査の視点

2.1 背景とこれまでの状況

今回の監査視点を述べる前に、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

ロイド・レジスター・ジャパン (以下、LRJ と記す) は、日本原燃(株)殿 (以後、JNFL と記す) に対して、平成 16 年度第 1 回定期監査以来、年 2 回の頻度で、計 10 回の定期監査を実施してきた。この一連の監査では、「品質保証体制の改善策 (以下、改善策と記す)」の実行状況と PDCA 展開状況に焦点を当て続けると共に、必ずしも改善策にこだわらず、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の効果を反映して適切に実施されていることの確認にも注力した。

この過程において、小分類レベルで 32 項目に及ぶ改善策の実行・定着状況と PDCA 展開状況を継続監視すると共に、第三者監査 4 年目の平成 19 年度においては、改善策の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』を行なった。その後、前回までの定期監査に

において、「改善策の対応によって培われた成果が日常活動に定着し、また PDCA 展開機運も維持されている」こと、ならびに、「今後の操業段階では運転・保守に重点を置いた品質保証体制への移行に留意すべき」ことを提言した。

そうした状況下において、平成 21 年 1 月に再処理工場で「高レベル廃液の漏えい」が発生し、同年 4 月に原子力安全・保安院から指示書(保安規定違反)を受けた。これに対して JNFL では、高レベル廃液漏えいが発生した背景を踏まえて、全社を対象とした「安全基盤強化に向けたアクションプラン」を策定して対応することを決定し、当該活動が開始されている。

2.2 特別監査(平成 21 年度・第 1 回 定期監査を含む)の対応方針

上記の経緯を考慮して、このたびの監査の位置づけを「特別監査」とし、下記の対応方針のもとで行うことにした。

特別監査の対応方針		
対象事業部	監査実施項目	
再処理事業部	(1) 安全基盤強化に向けたアクションプラン (14 項目)	(2) 直接要因に係る対策のアクションプラン ①喫緊の対策(6 項目) ②中長期的な対策(8 項目)
その他の事業部及び「室」部門	安全基盤強化に向けたアクションプラン (14 項目)	—

また、今回の監査は、特別監査に重点を置いて実施したが、同時に、従来の「定期監査」の延長としても扱い、平成 21 年度・第 1 回(通算第 11 回)定期監査を兼ねるものとした。

3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査で構成した。

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものである。ここで「ある業務」とは、このたび策定されたアクションプランの各項目であり、また、従前からの改善活動の場合には各部署が実施する各種の単位業務である。

文書監査における主たる視点は次の通りである。

- ①アクションプラン等に示された理念・目標を実現するための具体的方策が文書類に適切に織り込まれているか。
- ②実行に関与する者(あるいは部門)の責任と権限は明確か。
- ③活動のために会議体を設けた場合、その使命と責任・権限は明確か。
- ④実行完了に至るステップが、現実的なマイルストーンで表示され計画されているか。
- ⑤全体又はステップごとの実行が完了したと判断するための「判定可能な達成尺度」が示されているか。
- ⑥新規制定又は改正された規定文書において、他の規定との整合が取れているか。
- ⑦策定された文書は所定の審査・承認プロセスを経て決裁されているか。

実地監査は、「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA 展開状況」の評価を行うものである。

実地監査では実態を把握することが重要であり、被監査部門によって準備された状況を見

るのでは意義が薄い。従って、実行の証を示すエビデンスの検索や準備にある程度の時間を要する場面もあったが、可能な限り抜き打ち性に注力した。

実地監査における主たる視点は次の通りである。

- | |
|--|
| ①アクションプラン等の実行は、文書で定めた具体的な内容の通りに行われているか。 |
| ②実施された成果（又は中間成果）は、定められた手順を踏んで、経営層等を含む関係者に報告されたか。 |
| ③当該報告に対して経営層等から指摘・要望を受けた場合、適切なフォローが行われたか（行われつつあるか）。 |
| ④実行の目標期限（あるいは目標周期）に対して遅れが生じている場合、現実的な修正計画が策定され、関係者の理解が得られているか。 |
| ⑤実行行為が反復・継続される性格を有する場合は、PDCA 展開を確実に行う体制が整備されているか。 |

4. 評価の基準

客観的な監査所見を述べるために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とし、一部に LRJ の知見を活用することとした。

- ・ JNFL 各部門の品質保証計画書、及び下位の社内標準類
- ・ 安全基盤強化に向けたアクションプラン (対象：全事業部及び「室」部門)
- ・ 直接要因に係る対策のアクションプラン (対象：再処理事業部)
- ・ JEAC4111-2003 (日本電気協会) [諸活動の底流として]

5. 監査結果の評定

監査は部署の単位で実施したが、監査結果はアクションプランの項目ごとに取りまとめ、監査チームが理解した「アクションの展開状況」を示すと共に、項目ごとに基本所見を表示した。なお、該当すれば、次の事項を提起することとした。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

6. 監査員

監査は 2 名 1 組のチームで対応し、従前と同様に、内 1 名が司会進行役を務めた。

7. 監査結果

アクションプランの項目に対して、監査対象にした部署の関係を添付1に示し、アクションプラン項目別の監査結果の詳細を添付3に記載した。また、監査日程と出席者を添付4に示した。

このたびの監査での総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

(1) 「指摘事項」及び「観察事項」とも観察されていない。

監査チームは、アクションプランの開始から約1.5ヶ月を経過した状況を監査したことになる。ひと言でいえば、各アクション項目ごとの対応構想が固められ、具体的な作業が開始され始めた段階を観察したといえる。添付2に、アクション項目ごとの進捗状況を示した。監査チームが判断した状況であり、参考用である。

口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めて監査した結果として、アクションプランのいずれの項目の対応状況にも「指摘事項」、「観察事項」は観察されなかった。「提言事項」については、特出しするほどの事項を見出す状況になかったが、添付3の記述文の中で期待事項などを示唆した部分がある。

充実した成果を得るには、アクションプランに示された目標を実現するための具体的な方策を策定し、かつマイルストーンを定めたのちに活動を開始することが重要である。マイルストーンの構築法にはバラツキがあるが、総じて、それぞれの担当部署が会議などを通じてベクトル合わせを行っている状況を観察した。

なお、各項目の完了を確認するための「判定可能な達成尺度」が必ずしも明確でない部分があるので、今後の注力が期待される。

(2) 全社再発防止対策検討委員会が設置された。

全社再発防止対策項目を抽出して総括すると共に、対策の全社展開等が的確に、かつ遺漏・遅滞なく遂行されていることの確認等を使命として、当該委員会が設置された。その運営のために、委員会規程（規程第85号）が制定されている。JNFLが社会に約束された「安全基盤強化に向けた全社アクションプラン」がその理念に沿って的確に実施される状況を統括的に監視・評価する機能を発揮するものと期待したい。委員は各室ならびに各事業部から選任されている。

(3) アクションプランにタイトなスケジュールで取り組んでいる。

全社アクションプランは、3～4ヶ月の期間で成果を出すか、あるいは軌道乗せを行うことを目標に設定しており、現に上述の検討委員会も約3ヶ月を運用期間にしている。監査チームの経験から申せば、ある目的を持って策定されたアクションプランの第1段階を6ヶ月～1年で消化させる事例が多い。そうした一般事例に比べると、このたびのJNFLのアクションプランの実行計画は極めてタイトなスケジュールになっており、これは、厳しさを持って社会に対する決意を表明されたものと理解することができる。

(4) コミットメントとコミュニケーションの充実

「コミットメントとコミュニケーションの充実」に関する活動状況は、社長自身が確認される。この場合、多くの部署の「実態を的確に観察」していただける仕組み作りがポイントになる。事務局の工夫が期待される。

なお、監査チームは、「安全第一」を掲げて組織の改善活動に取り組んだ企業を存じて

いるが、社長自らが何度も下位組織を訪問して「安全第一」を繰り返し訴えられつつ対話をなさっている状況を観察したことがある。ご多忙な社長であられることを承知の上で、参考までに、他企業の実例を紹介させていただく次第である。

アクションプランの中では、事業部幹部から課員までの各階層における「ディスカッション」の重視が謳われている。監査チームではその実効状況を観察することができた。各階層の反省と自覚に基づいた思いは、今後の諸活動の底流になるに違いない。

(5) リスクを低減する活動の基盤強化

「リスクを低減する活動の基盤強化」については、具体的な構想の策定が終わり、アクションが開始されつつある。この中の「予兆管理」については、その捉え方について、各部門が悩み、思案されている状況がうかがえた。アクションプランの狙いは、リスクアセスメント手法の習熟、あるいは、洞察力の涵養にあると理解するが、部署によって捉え方が異なっていたとしても、それぞれの捉え方の中で充実した成果が出ることを期待したい。

キーパーソン(安全担当)の選出による活動は、精力的に実施されている。なお、選出部門を限定せずに幅広い活動にすることも意義があったのではないかと感じる。

(6) 必要な資源の確保

「必要な資源の確保」は、人的資源の合理的な投入・配分、および、人材育成に係る活動であり、「達成度を測る尺度」が最も難しいテーマである。担当グループにおいて議論を繰り返し、社会に分かる形で完結を迎えることが期待される。

(7) 組織の連携強化

「組織の連携強化」は、実活動が進行しつつある事例のひとつである。当直員と日勤者のコミュニケーション、及び業務フローの作成・見直しの分野である。ここで、業務フローの作成・見直し活動は従前から地道に実施していたものである。各部署が、「できるものから追加実施する」という態様ではなく、アクションプランの理念に照らして、急ぐべき業務フロー作りの分野を特定するよう心がけられることを期待したい。

(8) 教育・訓練の充実

「教育・訓練の充実」については、先ず「適切な教材作成」が起点になるであろう。監査チームは、当該活動が精力的に進行しつつあることを確認した。教育・訓練の分野では、総じて、教材企画と教育実施の両部門が連携した取組みを行っているといえる。なお、必要であるから行う教育なので、教育の実施段階に至った時点では、欠席者管理にも注力して、所定の対象者全員が教育内容を習熟・理解できる仕組みづくりが期待される。

(9) 再処理事業部における自発的改善活動の取組み

再処理事業部においては、運転部が高レベル廃液に係る当事者部門であるとの認識の下で、全社アクションプランの策定以前の段階から、種々の自発的改善活動に取り組んでいた状況を確認したので、特記しておきたい。

(10) 責任と権限を付与された総括事務局の管理・指導が期待される。

アクションプランの軌道乗せとその後の定着までの期間では、多くの部署が関与することになる。しかも、軌道乗せまでが短期間のプログラムであるので、進捗状況のみならず、活動成果がアクションプランの理念に照らして狙い通りの内容と充実度になっていることを管理・指導する総括事務局の活躍が成否の鍵となろう。事業部ごとにこの部署を明確化し、責任だけでなく大きな「権限」を付与して、全社再発防止対策検討委員会と連携しつつ、一貫性のある評価に注力することが期待される。

また、当該検討委員会については、3ヶ月程度で運用を終えるのではなく、アクションプランが完結し、成果が定着し、そして自律的改善の醸成を見届けるまで主導する必要はないであろうか。

なお、この活動を補完する機能として、内部監査を挙げることができる。上述したようにアクションプランは3~4ヶ月の期間で成果を出すか、あるいは軌道乗せを行うことを目標に設定されているので、当該期間内に「質と充実度」ならびにPDCA展開機運に焦点を当てた内部監査を計画されると理想的である。

8. 終わりに

JNFLが企画されたアクションプランの基本理念は「安全第一」である。監査チームがこれまでに対応させていただいたある組織では、次のような基本指針を掲げて全社一丸となって「安全第一」に取り組まれた。非常に印象深いものであるので、ここに紹介して結言としたい。JNFLの社長及び事業部長が発せられた「宣言」の思いとまったく同じである。

『安全を守る。それは私の使命、我が社の使命。』

以上

平成 21 年度 特別監査
(平成 21 年度 第 1 回定期監査を含む)

アクションプランの項目に対して 監査対象にした部署一覧

アクションプランの具体的な対策に係る被監査部門一覽表

No.	識別 No.	アクションプランの具体的な対策	担当部門		被監査部門																				
			立案部門	実施部門	品質保証室	再処 理計 画部	技術部	保安 監査 部	品質 管理 部	運転部				保修部		放射線 管理部									
					品質保証 G	品質計画 G	品質監査 G	計画 G	管理課	技術課	保安監査課	品質管理課	教育課	運転管理課	燃料管理課	前処理課	分離課	精製課	ガラス固化課	保修管理課	電気保修課	機械保修課	放射線管理課	放射線安全課	
1	(1)-①	社長のコミットメント	品質保証室	社長	○																				
2	(1)-②	中間管理職とのコミュニケーション	再計/技術	各部				○																	
3	(1)-③	マネジメントレビュー	—	社長	○																				
4	(2)-①	作業計画の策定(ワカテカク)	保安監査/技術	運転/保修 各部/ 運転・保修							○														
5	(2)-②	規定類への安全確保記載充実/予兆管理	技術/品管																						
6	(3)-①	人的資源の増強	再計/技術	—																					
7	(3)-②	スペシャリストの養成	再計/技術	—																					
8	(4)-①	当直員との連絡ルールの充実	運転	運転																					
9	(4)-②	業務フローの充実	品管	各部																					
10	(5)-①	TPM 活動の強化	TPM 部会	中間管理職																					
11	(5)-②	教育プログラム(リスク評価、保安規定)	技術/品管	運転/保修/放管																					
12	(5)-③	多重防護の劣化事例(トラブル事例集)	技術/品管	各部																					
13	(5)-④	高レベル廃液等についての教育・訓練	品管	運転/保修																					
14	(5)-⑤	企業研修の中間管理職への拡大	品管	—																					
15	(a)-①	事例集としての収集：手順書等への反映	運転/保修/放管	運転/保修/放管																					
16	(a)-②	リスクアセスメントの教育方法の構築	(5)-②で実施	(5)-②で実施																					
17	(a)-③	保安規定作成時の背景理解の教育	(5)-②で実施	(5)-②で実施																					
18	(a)-④	解釈に迷うような箇所を吸い上げる仕組みの構築	技術/品管	各部																					
19	(b)-①	保安教育に異常事例を追加、安全意識向上	技術/品管	—																					
20	(b)-②	各職制でのディスカッション	技術/品管	各部																					
21	(b)-③	保安教育の充実(ウラン溶液等)	(5)-④参照	(5)-④参照																					
22	(b)-④	保安規定の該当条項番号の記載	品管	各部																					
23	喫緊の対策	(a) ルールの仕組み：3 件 (b) 組織風土：3 件	技術	—																					
24	一般監査	—	—	—																					
25	前回監査のフォロー	—	—	—																					

注) ① ガラス固化課については、1) 漏えい現場、中操の現場監査実施、2) 最新版管理(手順書類全差替え) を実地確認

平成 21 年度 特別監査
(平成 21 年度 第 1 回定期監査を含む)

アクション項目ごとの進捗状況
(参考用)

アクションプランの進捗状況一覧表

No.	識別 No.	アクションプランの具体的対策	進捗度		
			構想立案中	活動開始 段階	活動成果 一部確認 ／活動終了
1	(1)-①	社長のコミットメント			○
2	(1)-②	中間管理職とのコミュニケーション	○		
3	(1)-③	マネジメントレビュー	○		
4	(2)-①	作業計画の策定(リスクアセスメント)			○
5	(2)-②	規定類への安全確保記載充実／予兆管理		○	
6	(3)-①	人的資源の増強		○	
7	(3)-②	スペシャリストの養成			○
8	(4)-①	当直員との連絡ルールの充実			○
9	(4)-②	業務フローの充実	○		
10	(5)-①	TPM 活動の強化			○
11	(5)-②	教育プログラム(リスク評価、保安規定)		○	
12	(5)-③	多重防護の劣化事例(トラブル事例集)			○
13	(5)-④	高レベル廃液等についての教育・訓練		○	○
14	(5)-⑤	企業研修の中間管理職への拡大	○		
15	(a)-①	事例集としての収集：手順書等への反映		○	
16	(a)-②	リスクアセスメントの教育方法の構築		(5)-②で対応	
17	(a)-③	保安規定作成時の背景理解の教育		(5)-②で対応	
18	(a)-④	解釈に迷うような箇所を吸い上げる仕組みの構築		○	
19	(b)-①	保安教育に異常事例を追加、安全意識向上			○
20	(b)-②	各職制でのディスカッション			○
21	(b)-③	保安教育の充実(ウラン溶液等)		(5)-④参照	
22	(b)-④	保安規定の該当条項番号の記載			○
23	喫緊の対策	(a) ルールの仕組み：3件 (b) 組織風土：3件			○
24	一般監査		—	—	—
25	前回監査のフォロー		—	—	—

平成 21 年度 特別監査

(平成 21 年度 第 1 回定期監査を含む)

安全基盤強化に向けた全社アクションプラン
の項目別 展開状況に関する監査結果

(再処理事業部／品質保証室)

No. 1 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	組織要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	No. (1)	コミットメントとコミュニケーションの充実、および結果の確認
細目	(1) ①	<p>社長は「安全最優先」を宣言し、下記をコミット。</p> <p>a. 全員が安全確保に向けて具体的な対策を確実に進める。</p> <p>b. 各職位が安全優先の業務運営を行っていることを社長が確認。</p>
被監査部門	S (H21.06.25) 品質保証室 品質保証 G	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input checked="" type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>1) 平成 21 年 4 月 30 日に高レベル放射性廃液の漏えいに係る報告書が国に提出された。同日、JNFL 社内に対しては「安全の確保が全てに優先する」と題した“社長 安全最優先宣言”がメールにより全社員に発出されている。</p> <p>2) 社長訓示を周知するための連絡書(平成 21 年 5 月 7 日実施)が品質保証室長名で全社の各部長及びライン課長(GL)に送付されたことを確認した。 本連絡書に基づき、2009 年 5 月 7 日に濃縮及び埋設事業部(午前実施)ならびに再処理事業部及び「室」部門(午後実施)の特別管理職以上のメンバーに対して、社長より直接「安全最優先」についての訓示が行われ、全社の今後の安全に対する意識統一を目的とした活動が実施された。</p> <p>3) 社長による「安全最優先」の思いを述べられる活動そのものは、トップマネジメントが率先して「安全最優先」を最重要と認識していることを全社大に周知させる活動として非常に重要であることは理解する。一方、当該課題は、即効的に実現するものではなく、地道で息の長い活動であろう。 LRJ が同様の監査を行った某会社では、社長及び経営幹部が定期的に関連部門を回り、安全最優先を強調するとともに、社員からの直の声を聴取する活動を長期間に亘り、実施している事例を経験している。 JNFL においても、当該活動が継続的な活動として定着することを期待する。</p>		<p>①社長 安全最優先宣言</p> <p>②連絡文書： 高レベル廃液漏えい事象等を鑑みた社長訓示の実施について (2009. 4. 28)</p>
第三者監査所見	以上の監査範囲において、当該アクションプランは確実に実行されていると判断する。	

No. 2 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	組織要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	No. (1)	コミットメントとコミュニケーションの充実、および結果の確認
細目	(1) ②	<p>事業部トップは中間管理職と十分なコミュニケーションを図る。</p> <p>a. 作業の目的、意義、安全上の留意点、工程等を具体的かつ明確にして指示する。</p> <p>b. リソース（時間、人、資金等）及びリスクに関して意見を吸い上げる。</p> <p>c. 意見や提案を出しやすい場の醸成を図る。</p> <p>d. 工程や職場の状況について意見交換を行う。</p>
被監査部門	T (H21.06.22) 再処理計画部 計画 G [立案]	
	T (H21.06.22) (再処理) 技術部 管理課 [立案]	
	T (H21.06.24) (再処理) 運転部 運転管理課	
	S (H21.06.24) (再処理) 運転部 燃料管理課	
	S (H21.06.24) (再処理) 保守部 保守管理課	
	S (H21.06.25) (再処理) 保守部 電気保守課	
	S (H21.06.26) (再処理) 放射線管理部 放射線管理課	
S (H21.06.25) (再処理) 放射線管理部 放射線安全課		
進捗度	<input checked="" type="checkbox"/> : 構想立案中（実施部門への伝達未完）。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>1) 上記細目に示したアクションプランを受けて、各部門がこれらのプランに関連する項目を事業部長レビューの対象となる「2009 年度 業務目標・品質目標・労働安全衛生計画」に追加するようにとの指示文書(文書①)が、計画 GL 及び品質管理課長名で再処理事業部内の担当管理職に送付されている。</p> <p>2) 当該テーマのアクションプランの達成を目指し、立案部門である再処理計画部及び技術部において、アクションプランとして展開すべき具体的な対策を立案中(文書②)である。 本対策は、 ①基本的な社員の心得、②コミュニケーションの充実、 ③指示の明確化、④各々の権限と責任 に大別できる。上記の各項目は、より詳細な施策に細分化されている。当該計画は、今後開催される再処理事業部会において審議される予定となっている。</p> <p>3) 再処理事業部内の各部門においては、当該アクションプランが立案される以前より、円滑なコミュニケーションを図るため、いろいろな会議体が機能している。 その代表的のものとして、平日の始業時に各課単位で開かれる朝会において、業務に係る情報周知が図られている。当該活動が有効に機能していることは、これまでの定期監査においても確認している。</p>		<p>①全社アクションプランの改正依頼について(2009.5.11)</p> <p>②全社アクションプラン(1)コミットメントとコミュニケーションの充実、および結果の確認の勧め方について(ドラフト) 再処理事業部会資料 予定</p>

<p>4) 運転部においては、円滑なコミュニケーションの一環として、毎月1回、部長ヒアリングを実施している。この場には、副長クラスの要員も同席し、情報共有を図る工夫がなされている。また、部長からの指示／要請事項はフォローリストにより確実にフォローされていることを確認した。</p> <p>5) 再処理事業部においては、管理職の方々が多忙であることから、事務室に不在であることが多く、課員とのコミュニケーションが不足しているとの意見があったのを受け、出来る限り自席にいる時間を確保する努力がなされていることを複数の部門で聴取した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書①送付に際して、作成時の留意事項として、「8月までのスケジュール時、チェックポイントまたはホールドポイントを明確にしてください。」との指示が行われているが、今回の監査においては、必ずしもこの指示が守られていない事例が散見された。事務局部門におけるよりきめ細かいスケジュール管理が望まれる。 本アクションプランは、事業部トップと中間管理職との円滑なコミュニケーションの実施にあるが、その一環として、各部門内でのコミュニケーション改善の取組みが先行している。それらの多くは従来より実施されていたものもあるが、アクションプランとして上程されたことにより、さらなる改善を図ろうとするものである。今後の改善効果を期待したい。 	<p>(参照文書・記録等)</p> <p>③平成21年度業務計画コメントリスト (燃料管理課)</p>
<p>第三者監査所見</p>	<p>現在、当該テーマに対する具体的展開を立案部門が検討している段階である。なお、各部門内においては、従来より種々のコミュニケーションの充実に向けた活動が実施されていたが、今後より効果的な活動が立案・実行されることを期待する。</p>

No. 3 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	組織要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	No. (1)	コミットメントとコミュニケーションの充実、および結果の確認
細目	(1) ③	<p>社長は、事業部トップが実施する次の活動の実効性をマネジメントレビューで確認する。</p> <p>a. 中間管理職を含む現場の意見を踏まえて、双方が納得できる計画（リソースの充足を含む）を策定しているか。</p> <p>b. 中間管理職の意見を汲み上げる仕組みを作り、それを機能させているか。</p>
被監査部門	S (H21. 06. 25) 品質保証室 品質保証 G [立案]	
進捗度	<input checked="" type="checkbox"/> : 構想立案中（実施部門への伝達未完）。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>1) 平成 21 年度に実施するマネジメントレビュー方法において、アクションプランに掲げる事項を確認することを盛り込むため、右記の要則が改訂された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な改正点は、マネジメントレビューに提示する重要事項または、優先度の高い事項をインプットする（インプット様式の変更）とともに、当該事項を取り上げた理由、実施部門及びフォロー状況等を明確に記載する書式とした点である。 <p>2) 品質保証 G では、平成 21 年度マネジメントレビューより上記の細目の記載活動を確実に実施するべく、計画中である。</p> <p>主要な事項としては、事業部長が中間管理職を含む現場の意見をくみ上げる仕組みを作り、機能させているか否かを確認することにある。</p> <p>これを実現するため、マネジメントレビューには、当該事項に対する各事業部の対応状況をフリーフォームにより、記載・提出することとした。この提出資料をもとに、マネジメントレビューを実施し、上記活動の実効性を確認することとなる。</p> <p>3) 事務局となる品質保証 G では、マネジメントレビューに際して、各被レビュー部門に対してアクションプランの進捗状況一覧表の提出を義務づけるとのことである。なお、当該活動に係る指示・連絡は、今後実施予定である。</p> <p>4) 今回、新たな方法でのマネジメントレビューとなることから、不明点も多く、第一回の活動結果を見て、より良い活動に向けての方策を検討するとのことである。</p>		<p>① トップマネジメントに係るマネジメントシステム運営要則（要則品質室第 2 号-8）</p> <p>② 記載例 第 1 回マネジメントレビュー（安全基盤強化に向けた全社アクションプラン）の具体的展開に関するフォロー 【品質保証室】</p>

<p>本アクションプランの主目的は、各事業部長が中間管理職の意見を十分に吸い上げられる仕組みを確実に作り込んだことを社長自らが確認することにある。</p> <p>上述の目的を達成するためには、事前整理された資料が社長に取り上げられるのではなく、事業部の実態を確認することが重要であることから、事前にレビュー対象部門を決めず、出来る限り抜き打ち性を採用した仕組み作りが望まれる。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p>
<p>第三者監査所見</p>	<p>新たな視点でのマネジメントレビューの実施に際して、平成 21 年度第 1 回を実施するための立案が行われている段階である。立案された計画は、アクションプランの理念を反映していると判断される。</p> <p>今後、計画通りの結果を得ることが出来ることを確認することが必要である。</p>

No. 4 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	組織要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	No. (2)	リスクを低減する活動の基盤強化
細目	(2) ①	<p>作業計画の策定に際して、以下を実施する。</p> <p>a. 潜在するリスクに留意し、常に「万が一」を想定して、多重防護の考え方に徹した作業計画を立案。</p> <p>b. 立案した計画を確実に審査する仕組みの確立。</p>
被監査部門	T (H21.06.23) (再処理) 技術部 技術課 [立案]	
	T (H21.06.23) (再処理) 保安監査部 保安監査課 [立案]	
	T (H21.06.23) (再処理) 運転部 分析課	
	S (H21.06.24) (再処理) 運転部 燃料管理課	
	S (H21.06.24) (再処理) 保修部 保修管理課	
	S (H21.06.25) (再処理) 保修部 電気保修課	
	T (H21.06.25) (再処理) 保修部 機械保修課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input checked="" type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>1) 当該アクションプランの実行に際して、立案部門である技術部 技術課と保安監査部との間で打合せが行われ、下記の事項について審議された。</p> <p>1) リスクアセスメントの中心となるキーパーソンの選任</p> <p>2) キーパーソンに対する教育の実施</p> <p>3) リスク評価の確認を通じて、不明点を抽出し、保安規定及び下部規定等の充実化</p> <p>4) リスクアセスメントの具体的な方法としてリスクチェックシートを作業票に添付することとなるが、本チェックシートは AREVA シート等を参考に技術課で作成・提案</p> <p>2) アクションプランの達成を目指し、安全担当であるキーパーソンの選任依頼が技術部 技術課から業務連絡書(5月22日付)により関連部門に通知されている。本対応として、今回の監査対象の一部署である電気保修課では速やかに安全担当を選任し、その旨を技術課に回答(文書③)していることを監査の過程で確認した。なお、今回監査対象としたいずれの部署での同様の対応がなされていることを確認している。</p> <p>3) 高レベル廃液漏えいに関する保守作業等に係る保安規定違反の再発防止策として、右記の規定(文書④)が改訂された。 主な改正点は、保修作業実施計画書の作成要否の判断手順の記載追加、保修作業実施計画書作成要否判断フロー及び判断根拠書が追加されたことである。</p>		<p>①安全基盤強化に向けた全社アクションプランに係る打合せ議事メモ(2009.5.12)</p> <p>②業務連絡書 (再工技術-発-09022)</p> <p>③業務連絡書 回答書 (再工保電-返-09028)</p> <p>④再処理事業部 作業実施細則(再処理施設) A4-N2-09-002-17</p>

<p>4) 3項で述べた保守作業実施計画書作成の可否を判断するため、保守作業実施計画書作成可否判断フロー及び判断根拠書が適用されていることを機械保守課の実作業(文書⑤)において確認した。 なお、本取組みは今回の監査において対象としたいずれの部門でも確実に実施され、定着していることを確認した。</p> <p>5) 技術課が主担当部門として、リスクアセスメント評価手法の確立を目指し、安全技術室と協力しつつ活動継続中である。 6月15日に第1回打合せが行われたが、本打合せには運転部及び保守部も参画している。 現在、AREVAの手法等を参考にし、検討を継続している。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p> <p>⑤保守作業実施計画書作成可否に係る判断根拠書(機械保守課 AC-機保-09-030)</p>
<p>第三者監査所見</p>	<p>主要なアクションプランの活動項目であるキーパーソンの選任及び保守作業実施計画書作成の可否を判断する判断根拠書の適用等、計画された施策は着実に実施されていることを確認した。</p>

No. 5-1 平成21年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	組織要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	No. (2)	リスクを低減する活動の基盤強化
細目	(2) ② (その1)	以下の活動を実施する。 a. 保安規定の下部規程、手順書、マニュアル類については、安全確保に係る記載をさらに充実させる。 b. 安全確保のための予兆管理能力を一層向上させるべく、活動強化を図る。
被監査部門	T (H21.06.23) (再処理) 技術部 技術課 [立案]	
	T (H21.06.23) (再処理) 品質管理部 品質管理課 [立案]	
	T (H21.06.24) (再処理) 運転部 運転管理課	
	S (H21.06.24) (再処理) 運転部 燃料管理課	
	S (H21.06.24) (再処理) 保修部 保修管理課	
	S (H21.06.25) (再処理) 保修部 電気保修課	
	T (H21.06.25) (再処理) 保修部 機械保修課	
	S (H21.06.26) (再処理) 放射線管理部 放射線管理課	
	S (H21.06.25) (再処理) 放射線管理部 放射線安全課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input checked="" type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>本アクションプランは活動内容が異なる (a) 及び (b) に大別できる。本項 (その1) では、(a) に係るアクションプランの実施状況について記載する。</p> <p>(1) キーパーソンの活動に係る件</p> <p>1) アクションプランの達成を目指し、安全担当であるキーパーソンの選任依頼が技術部 技術課から業務連絡書 (5月22日付) により関連部門に通知されている。これを受け、今回の監査対象の一部署である電気保修課では速やかに安全担当を選任し、その旨を技術課に回答していることを監査の過程で確認した。(項目別監査結果 No. 4 2) 参照)</p> <p>なお、今回監査対象としたいずれの部署での同様の対応がなされていることを確認している。</p> <p>2) 技術課が独自に作成した資料をもとに、技術課主催の保安規定解説及び深層防護に係る教育が6月5日に実施されていることを確認した。</p> <p>3) 今後、教育を受けたキーパーソンから各所属課への展開教育を実施する計画となっている。有効な活動となることを期待したい。</p>		<p>①業務連絡書 (再工技術-発-09022)</p> <p>②教育資料：安全管理担当者を対象とした再処理施設の操作における深層防護講座 (平成21年6月)</p>

<p>(II) 規定類の記載の充実に係る件</p> <p>1) 規定類の記載の充実に係るアクションプランの開始以前において、既に必要な規定類の改正・追加等が図られている。安全上重要な施設の安全機能に係る保守作業の対象の明確化が右記③の規定で、また、保守作業実施計画書作成の要否を判断するフロー等の追加が右記④の規定中に取り込まれている。</p> <p>2) 今後は、教育を受けたキーパーソンが各種規定類の安全確保に係る記載充実を図るべく、活動を行う計画となっている。</p> <p>上記の(I)及び(II)のいずれにおいても、キーパーソン(安全担当)の果たすべき役割は重要であると理解する。 ところで、キーパーソンに期待されている所属課内での教育及び規定類の洗い出し作業に係るスケジュール、より具体的な実施内容ならびに再処理事業部として上記活動を統括する部署を明確にすることにより、効果的かつ有意義な活動となることが期待される。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p> <p>③再処理施設 保安規定 運用要領</p> <p>④再処理事業部 作業実施細則(再処理施設) (A4-N2-09-002-17)</p>
<p>第三者監査所見</p>	<p>深層防護教育の展開及び規定類の記載の充実活動に係るキーパーソンの役割は、非常に重要である。これまでの計画では、当該アクションプランを担うキーパーソンの教育に重点が置かれている。 今後、キーパーソンの活動が有効に機能し、規定類の記載の充実等の具体的なアウトプットが出ることを期待したい。</p>

No. 5-2 平成21年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	組織要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	No. (2)	リスクを低減する活動の基盤強化
細目	(2) ② (その2)	以下の活動を実施する。 a. 保安規定の下部規程、手順書、マニュアル類については、安全確保に係る記載をさらに充実させる。 b. 安全確保のための予兆管理能力を一層向上させるべく、活動強化を図る。
被監査部門	T (H21. 06. 24) (再処理) 運転部	運転管理課
	S (H21. 06. 24) (再処理) 運転部	ガラス固化課
	S (H21. 06. 24) (再処理) 保修部	保修管理課
	S (H21. 06. 25) (再処理) 保修部	電気保修課
	T (H21. 06. 25) (再処理) 保修部	機械保修課
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input checked="" type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。(運転部) <input checked="" type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。(保修部)	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>本アクションプランは活動内容が異なる (a) 及び (b) に大別できる。本項 (その2) では、(b) に係るアクションプランの実施状況について記載する。</p> <p>(1) 保修部に係る事項</p> <p>1) 保修部では、各課が自らの部署において重要と考え、既に実施している事象を当該アクションプランのテーマとして取り上げ、活動継続中である。</p> <p>2) 具体的テーマとしては、今回の監査対象部門である保修部 機械保修課では回転機器の振動解析、及び電気保修課では蓄電池劣化度に係る予兆管理をアクションプラン該当活動として取り上げている。</p> <p>3) 電気保修課が取り上げたテーマについては、蓄電池寿命予測を行い、その結果、メーカー推奨の使用期間より長期の使用が可能であることを確認した。前述の確認事項を周知するため、右記①の規定を改正したことを確認した。</p> <p>4) 機械保修課では、振動解析をより精度良く計測可能な装置を購入し、右記②の要領書に基づき、予兆管理活動を継続実施する計画である。</p> <p>保修部の実施している予兆管理活動は、再処理事業部が保有する設備に係る危険予知及び設備更新期間の延長を可能とするなどの諸点から、極めて有意義な活動であることは十分理解できるものである。一方、今回のアクションプランの意図するところは、「予兆管理能力の一層の向上」であることから、上記の活動が予兆管理能力向上にどのようにより明確にした実行計画の策定が望まれる。</p>		<p>① 保修部 据置蓄電池診断マニュアル (A5-N4-09-003-02)</p> <p>② 16ch 精密振動診断の運用について (H21. 5. 26)</p>

(II) 運転部に係る事項	(参照文書・記録等)
<p>1) 当該アクションプランに関連する部門としては、ガラス固化課が該当する。今回の監査では、ガラス固化課に対しては、現場監査を含めた一連の監査を実施した。</p> <p>現場監査では、今回のトラブルが発生した現場、パージ流量計の保全状況、及び中央操作室等の関連箇所状況を視察した。</p> <p>その結果、今回のトラブル要因については、確実な処置が実施されていることを現場において確認した。</p> <p>2) 今回の監査において、任意に抽出した右記③のマニュアルが適切な改訂作業が実施されていることを確認した。</p> <p>また、適用される手順書類については、保安規定が該当する操作項目箇所には保安規定条項番号が確実に付記されていることを確認した。</p> <p>今回、ガラス固化課に対する監査においては、トラブル発生後の処置が適切に実施・継続していることを現場監査及び各種記録類を検証する過程で確認することが出来た。</p> <p>一方、運転部が実施すべき具体的な対策として、アクションプラン中に記載されている「各種データのチェックを行い、変化の理由を理解できるまで原因究明することをルール化する」との活動状況及び「漏えい発生の見逃しを確実に防止できる技術的対応能力の維持・向上」への具体的展開を確認する時期ではなかった。</p> <p>これらの課題を確実に実行するためには、活動・スケジュールを適切に管理する事務局機能が重要であると考えられることから、今後、本活動を実施する体制、スケジュール等を明確にし、実行されることを期待する。</p>	<p>③運転部 ガラス固化課 運転管理マニュアル (A5-M4-07-022-15)</p> <p>④高レベル廃液 ガラス固化施設 ガラス固化体取扱工程 運転手順書 (A5-M4-07-620-13)</p>
<p>第三者監査所見</p>	<p> 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8) 9) 10) 11) 12) 13) 14) 15) 16) 17) 18) 19) 20) 21) 22) 23) 24) 25) 26) 27) 28) 29) 30) 31) 32) 33) 34) 35) 36) 37) 38) 39) 40) 41) 42) 43) 44) 45) 46) 47) 48) 49) 50) 51) 52) 53) 54) 55) 56) 57) 58) 59) 60) 61) 62) 63) 64) 65) 66) 67) 68) 69) 70) 71) 72) 73) 74) 75) 76) 77) 78) 79) 80) 81) 82) 83) 84) 85) 86) 87) 88) 89) 90) 91) 92) 93) 94) 95) 96) 97) 98) 99) 100) </p> <p> 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8) 9) 10) 11) 12) 13) 14) 15) 16) 17) 18) 19) 20) 21) 22) 23) 24) 25) 26) 27) 28) 29) 30) 31) 32) 33) 34) 35) 36) 37) 38) 39) 40) 41) 42) 43) 44) 45) 46) 47) 48) 49) 50) 51) 52) 53) 54) 55) 56) 57) 58) 59) 60) 61) 62) 63) 64) 65) 66) 67) 68) 69) 70) 71) 72) 73) 74) 75) 76) 77) 78) 79) 80) 81) 82) 83) 84) 85) 86) 87) 88) 89) 90) 91) 92) 93) 94) 95) 96) 97) 98) 99) 100) </p> <p> 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8) 9) 10) 11) 12) 13) 14) 15) 16) 17) 18) 19) 20) 21) 22) 23) 24) 25) 26) 27) 28) 29) 30) 31) 32) 33) 34) 35) 36) 37) 38) 39) 40) 41) 42) 43) 44) 45) 46) 47) 48) 49) 50) 51) 52) 53) 54) 55) 56) 57) 58) 59) 60) 61) 62) 63) 64) 65) 66) 67) 68) 69) 70) 71) 72) 73) 74) 75) 76) 77) 78) 79) 80) 81) 82) 83) 84) 85) 86) 87) 88) 89) 90) 91) 92) 93) 94) 95) 96) 97) 98) 99) 100) </p> <p> 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8) 9) 10) 11) 12) 13) 14) 15) 16) 17) 18) 19) 20) 21) 22) 23) 24) 25) 26) 27) 28) 29) 30) 31) 32) 33) 34) 35) 36) 37) 38) 39) 40) 41) 42) 43) 44) 45) 46) 47) 48) 49) 50) 51) 52) 53) 54) 55) 56) 57) 58) 59) 60) 61) 62) 63) 64) 65) 66) 67) 68) 69) 70) 71) 72) 73) 74) 75) 76) 77) 78) 79) 80) 81) 82) 83) 84) 85) 86) 87) 88) 89) 90) 91) 92) 93) 94) 95) 96) 97) 98) 99) 100) </p>

No. 6 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	組織要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	No. (3)	必要な資源の確保
細目	(3) ①	人的リソースを充足すべく、人事異動により、人的資源を増強
被監査部門	T (H21.06.22) (再処理) 再処理計画部 計画 G	
	T (H21.06.22) (再処理) 技術部 管理課	
	T (H21.06.25) (再処理) 品質管理部 教育課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input checked="" type="checkbox"/> : 活動が開始された段階である。 <input type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>再処理事業部における本テーマの企画部門は再処理計画部計画 G である。人事異動に係ることであり、要員計画委員会 (委員長：事業部長) で審議される仕組みである。7 月度の定期異動に向けて検討が進められている。</p> <p>なお、当座の業務量が多い「ガラス固化課」に対する要員強化は既に実施済みである。</p> <p>アクションプラン (3) ①項については、再処理事業部としての業務目標に組み入れられており、本年 8 月度を目途に、「要員計画作成のルール化」を実施する計画である。現在、要員計画表の適切な策定案について検討が着手された段階である。</p>		<p>①再処理事業部 業務目標・品質目標 (H09 6 月版)</p>
第三者監査所見	<p>「要員計画作成のルール化」に関する具体的なマイルストーンが判然としませんが、ほぼ計画通りに進行していると推察される。実用的な要員計画に活用できるルール化の完遂を期待したい。</p>	

No. 7 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	組織要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	No. (3)	必要な資源の確保
細目	(3) ②	幅広い視野を持った人材の育成に加えて、設備に精通した専門家（スペシャリスト）の養成を行う。
被監査部門	T (H21.06.22) (再処理) 再処理計画部 計画 G	
	T (H21.06.22) (再処理) 技術部 管理課	
	T (H21.06.25) (再処理) 品質管理部 教育課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中（実施部門への伝達未完）。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input checked="" type="checkbox"/> : 担当部門における活動成果が上程され、審議・再検討の段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>具体的な命題として、専門家（スペシャリスト）育成のための多機能化を意識したキャリアパスの検討を掲げて取り組んでいる。ひとことで専門家といっても、そのニーズに応じて、広い技術スパンを有する管理者的専門家や特定の技術分野を深掘りできる専門家などを考えなければならない。</p> <p>企業として常に取り組むべき中長期課題であると思われるが、このたびのアクションプランでは、先ず、「専門家に対するキャリアパスの検討」を 2 ヶ月で実施する計画である。企画担当の再処理計画部及び技術部から上程した検討結果が人材育成専門部会で審議され、現在、コメントに基づく再検討の段階である。</p>		
第三者監査所見	充実した再検討が期待される。監査チームとしては、再検討状態ではなく、次の機会に完成成果を確認することとしたい。	

No. 8 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	組織要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	No. (4)	組織の連携強化
細目	(4) ①	運転部門における当直員と日勤者の連携を密にし、連絡ルールをさらに充実させる。
被監査部門	T (H21.06.24) (再処理) 運転部 運転管理課	[立案]
	S (H21.06.24) (再処理) 運転部 燃料管理課	
	S (H21.06.24) (再処理) 運転部 ガラス固化課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input checked="" type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)	(参照文書・記録等)	
1) ガラス固化施設で発生した高レベル廃液滴下事象を受け、運転部においては、運転部長より各課に対して今回のトラブルについての再発防止を図るためのディスカッションの実施が指示された。各課において実施されたディスカッション結果をもとに、統括当直長、施設課長が一同に会し議論した結果を取りまとめた改善対策が運転部員に配布された。改善対策は、運転部としての改善対策及び当直／各課における改善対策からなっている。	①高レベル廃液滴下事象を踏まえた運転部としての日常業務に対する改善の取り組みについて (2009.3.5)	
2) 1 項に記載した改善策の一つとして当直と各課との報連相を改善する方法として、当直者が気付き事項をメモとして文書化し、所属課に回付する「気付き事項」メモの運用方法が規定化された。今回の監査の過程において対象とした運転部のいずれの課においても、当該「気付き事項」メモは、確実に使用されていることを確認した。	②再処理工場 運転部「気付き事項」メモ運用マニュアル (A5-M1-07-171-00)	
3) 今回、監査対象とした課では、当日の担当日勤者が早朝に出勤し、3 直との間で連絡会を開催し、当直からの連絡事項を確実に入手し、その情報を日勤者間で共有する活動が定着していることを聴取した。		
4) 燃料管理課では、当直／日勤者間での連絡・要望事項の一覧表を作成し、連絡事項等に対する処理に欠落が生じないような管理が行われている。両者間の連携を密にする取り組みとして評価できる。	③F 施設当直-日勤コミュニケーション活動コメント処理状況管理表	
第三者監査所見	今回の監査の範囲においては、アクションプランの命題は、再処理事業部内において確実に展開され、有益な成果が確認される段階となっている。	

No. 9 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	組織要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	No. (4)	組織の連携強化
細目	(4) ②	業務を俯瞰・整理できるように業務フローを充実させる。
被監査部門	T (H21.06.25) (品質保証室) 品質計画 G	[立案]
	S (H21.06.23) (再処理) 品質管理部 品質管理課	[立案]
	S (H21.06.24) (再処理) 運転部 燃料管理課	
	T (H21.06.26) (再処理) 運転部 前処理課	
	S (H21.06.24) (再処理) 運転部 ガラス固化課	
	S (H21.06.24) (再処理) 保修部 保修管理課	
	S (H21.06.25) (再処理) 保修部 電気保修課	
	T (H21.06.25) (再処理) 保修部 機械保修課	
	S (H21.06.26) (再処理) 放射線管理部 放射線管理課	
	S (H21.06.25) (再処理) 放射線管理部 放射線安全課	
進捗度	<input checked="" type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>1) 2007年6月に品質保証室が主導し、見える化プロジェクトが開始され、業務フロー作成が開始されている。また、同年12月に右記①の要則が作成されている。</p> <p>2) 業務フローについては、当該アクションプランの立案以前に再処理事業部内の複数の部課において作成作業が行われている。今回のアクションプランに掲げた計画については、2009年第1回の品質保証推進会議において、当該プランを2009年度の業務目標・品質目標として展開することとなったため、当該テーマについての活動状況を確認することとなった。</p> <p>3) 当該アクションプランの事務局である品質管理課より、業務フロー図の充実に係る右記③の業務連絡書が関連部署に発出されている。その後、再処理事業部朝会において本アクションプランの進捗状況を管理するようにとの指示を受け、タスクメンバーの選任及び第1回タスクが開催された。</p> <p>5) 6月16日に第1回業務フロー図に関するタスクが開催され、フロー図の充実化に向けた方向が議論されたことを確認した。</p> <p>なお、第1回タスクでは今後の方向性を確認したものであり、具体的な活動については今後の検討課題である。</p>		<p>①業務フロー作成・運用要則 (要則品証室第12号)</p> <p>②再処理事業部 品質保証推進会議事録 (2009年度 第1回) (P1-FJ42-09Z00-003)</p> <p>③業務連絡書：全社アクションプランのうち、業務フロー図の充実について (依頼) (再品品-発-09044)</p> <p>④業務連絡書：業務フロー図充実化検討タスクメンバーの選任及び第1回タスク開催にについて (再品品-発-09051)</p> <p>⑤第1回 業務フロー図充実化検討タスク議事録 (2009.6.16)</p>

<p>上述したように、業務フロー作成については、既に品質保証室が主体となった活動が展開されている。今回、アクションプランに業務フロー図の充実が掲げられているが、従来 of 活動とどのような点が異なるのか、また、統合できるのかを全社大で検討することが必要であろう。今回の監査の過程で、全社的な統一を望む意見を複数聴取した。また、文書③中には、実施状況のフォローはマネジメントレビューで実施するとの記載があるが、多くの課題を取り扱うマネジメントレビューにおいて、当該フォローが有効に行うことが出来るかどうかについて不確定な要素もあり、さらなる検討が望まれる。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p>
<p>第三者監査所見</p>	<p>現在、当該テーマに対する具体的展開を立案部門が検討している段階である。今後、従来より作成されてきたフロー図との関連及び差別化をどのように図るのかについての検討を含め、効果的な活動に向けての立案・実行を期待する。</p>

No. 10 平成21年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	組織要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	No. (5)	教育・訓練の充実
細目	(5) ①	中間管理職の意識及びマネジメント力を向上させるための教育を強化する（再処理工場のTPM活動の強化等）。
被監査部門	T (H21.06.22) (再処理) 再処理計画部 計画G	
	T (H21.06.24) (再処理) 運転部 運転管理課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中（実施部門への伝達未完）。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input checked="" type="checkbox"/> : 活動が展開されている。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>部課長級(ミドル層)を対象にした社員研修に関する全社大の基本方針は右記の文書に定められている。</p> <p>当座、TPM(人材育成専門部会)事務局が企画する毎月1回の「げんろく塾」という形態で展開されており、これまで2回の開催が行われた。部課長級が意識して参画している状況にある。</p>		<p>①中間管理職社員の研修について(原燃) (2009.5.21)</p>
第三者監査所見	座学ではなく、意見交換型の研修であるという。アクションプランの狙いに合致したものと見える。	

大分類	組織要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	No. (5)	教育・訓練の充実
細目	(5) ②	<p>安全意識を深めるために、次の教育プログラムを作成・実施する。</p> <p>a. 多重防護の観点からのリスクアセスメントを通じてリスク評価の技術・技能を向上させるための教育</p> <p>b. 保安規定やマニュアルの解釈や根拠、保安規定作成時の背景に至るまでを理解させるための教育</p>
被監査部門	T (H21.06.23) (再処理) 技術部 技術課	
	T (H21.06.25) (再処理) 品質管理部 教育課	
	S (H21.06.25) (再処理) 放射線管理部 放射線安全課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input checked="" type="checkbox"/> : 活動が精力的に開始された段階である。 <input type="checkbox"/> : 活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>1) 本テーマの第1段階は、上記細目 b 項の推進の中核となるべき「キーパーソン(各課の安全担当)」の育成である。アクション(2)②の活動としてキーパーソンの選出が終わり、教育が精力的に実施されつつある状況を確認した。多重防護に関する教育は終了している。</p> <p>2) リスクアセスメントに関しては、アクション(2)①において、手法の確立についての検討が展開されており、その成果を反映した教育教材を7月に作成し、8月に教育を実施する計画である。</p> <p>なお、技術部と教育課ではアクションプランに係る教育の企画・実施に関する調整会議を行ってベクトル合せがなされている。(右記①)。</p> <p>キーパーソンに課せられる活動は非常に期待値の高いものである。従って、その前提となるキーパーソンへの基礎教育が重要である。教育実施部門においては欠席者管理にも注力することが望まれる。</p> <p>3) キーパーソンによる上記細目 b 項の具体的展開は、7月/8月に実施される。その後、教育を受けたキーパーソンから各所属課への展開教育を実施する計画となっている。的確に実施されることが期待される。</p>		<p>①全社アクションプラン・ディスカッション実施結果 (2009.5.13)</p>
第三者監査所見	<p>アクションプランが示されて以降の早い段階で、技術部と教育課がベクトル合せを行って企画を開始している。充実した教材あつての教育実施であるので、両部署の連携による適切な成果が出るものと期待する。</p>	

No. 12 平成21年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	組織要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	No. (5)	教育・訓練の充実
細目	(5) ③	相互に関連する設備の多重防護を劣化させた事例について、 a. トラブル事例集を拡充する。 b. 安全確保に係る意識向上と情報共有に活用する。
被監査部門	T (H21.06.22) (再処理) 技術部 管理課	
	T (H21.06.23) (再処理) 品質管理部 品質管理課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。	
	<input type="checkbox"/> : 活動が開始された段階である。	
	<input checked="" type="checkbox"/> : 活動が展開され、成果の一部が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>本テーマは、トラブル事例集の拡充 (内容追加) と、それを用いた周知教育 (研修) で構成される。</p> <p>トラブル事例集の拡充については、技術部管理課において事例追加案の策定が完了しており、部内承認を経て主管課に内容確認を行う段階になっている。(右記①)。</p> <p>拡充された事例集を用いた周知教育は 9 月度から開始される (マイルストーンによる)。</p> <p>なお、将来的な教育資料としての活用方法については、実施部署でのディスカッションの結果をも踏まえて検討することになっている。ディスカッションが精力的に実施されていることを監査チームは確認している。その結果の整理を待って、教育資料の活用方法が策定されるものと期待する。</p>		<p>①保安規定違反を受けた対策について 【トラブル事例集追加】 (21.5.26)</p>
第三者監査所見	本(5) ③項は、教育課においても対応リストに組み入れてフォローしている。技術部との連携によって、所期の効果が発揮されるものと思われる。	

No. 13 平成21年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	組織要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	No. (5)	教育・訓練の充実
細目	(5) ④	今回の事例を題材にした教育・訓練を、高レベル廃液系、プルトリウム溶液系等を取り扱う部門の全従業員に実施する。
被監査部門	T (H21.06.25) (再処理) 品質管理部 教育課	
	S (H21.06.24) (再処理) 保修部 保修管理課	
	T (H21.06.25) (再処理) 保修部 電気保修課	
	T (H21.06.25) (再処理) 保修部 機械保修課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input checked="" type="checkbox"/> : 教育については、活動が開始された段階である。 <input checked="" type="checkbox"/> : 訓練については、終了。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>「教育」については、高レベル廃液問題として経験した事例に基づいて運転部及び保修部の全員(約600名)を対象に実施する計画である。教育課と運転部が教材の作成方針について調整済みであり、現在、運転部が教材作成を実施している段階にある。教育の開催は、8月度／9月度に行うマイルストーンになっている。</p> <p>「訓練」は、当直部門を対象にするものであり、改正した「警報マニュアル」を使用したシミュレータ訓練を既に実施済みである。</p>		
第三者監査所見	<p>教育については、教育課が対応リストに組み込んでフォローを行っている。受講対象者が多いので、全員が確実に受講できるよう、欠席者管理にも注力した運営を期待したい。</p>	

No. 14 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	組織要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	No. (5)	教育・訓練の充実
細目	(5) ⑤	他企業研修への派遣枠を中間管理職まで拡大し、継続実施する。
被監査部門	S (H21.06.25) 品質保証室 品質保証 G	[立案]
	T (H21.06.25) (再処理) 品質管理部 教育課	
進捗度	<input checked="" type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>1) 本アクションプランは、従来実施していた JNFL 課員の他企業研修を中間管理職まで拡大し、マネジメント力向上と部下との相互コミュニケーション等の改善に寄与することを目的としたものである。</p> <p>2) 現在、2009 年 8 月頃からの開始を目指し、品質保証 G が複数の他企業との間で、研修内容、研修期間及び研修カリキュラム等について交渉中の段階である。</p> <p>当該アクションプランは、現時点では構想立案中であり、速やかな実施が期待される。</p>		<p>①弊社中間管理職社員の研修について(案) (2009.5.21)</p>
第三者監査所見	本アクションプランは、現在、計画立案中であり、今後の活動状況を見守りたい。	

No. 15 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	直接要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	中長期的対策	a. ルール、仕組み
再発防止対策	①発生した事象とそれに対してとった対応及び課題を抽出し、事例集として収集し、集まった事例を定期的に評価し、手順書等に必要な反映を行う。	
被監査部門	S (H21. 06. 26) (再処理) 放射線管理部 放射線管理課	
	S (H21. 06. 26) (再処理) 放射線管理部 放射線安全課	
	S (H21. 06. 24) (再処理) 保修部 保修管理課	
	T (H21. 06. 25) (再処理) 保修部 機械保修課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input checked="" type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>1) 保修部 保修管理課への監査において、本アクションプランに対応すべく、右記①の文書が改正されたことを確認した。具体的な改正点は、定期レビューの頻度を現行の 1 回／半年から短期的レビュー及び長期的レビューの実施に変更したこと、並びに保修部員として共用すべき不具合事象を抽出し、保修部不具合事例集として管理することを追記した点である。</p> <p>2) 放射線管理部では、アクションプランを受け、該当事例に対する分析・評価活動を半期毎に実施することとした。 放射線管理課では、2008 年度に経験した 10 数件の事例の共通項があるか否かの整理を実施している段階である。</p> <p>今回、監査対象とした部門においては、当該アクションプランを課単位ベースで実施している。全社のアクションプランとして取りまとめる際、現在実施されている課単位ベースでの活動をどのように統合するかについての具体的プランの明確化が望まれる。</p>		<p>①稟議書：「再処理事業部 作業実施細則 (再処理施設)」の改正について (平 21 再工保稟第 70 号)</p>
第三者監査所見	<p>アクションプランに沿った事例集としての収集活動が開始されたことを確認した。今後、手順書への反映を行う段階へ入るものと予想されるが、アクションプラン全体を統括する部門を明確にし、事業部単位として統一された方針のもと、取りまとめ作業が実施されることを期待する。</p>	

No. 16 平成21年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	直接要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	中長期的対策	a. ルール、仕組み
再発防止対策	②リスクアセスメントの推進のため、その教育方法を構築する。	
被監査部門	T (H21.06.23) (再処理) 技術部 技術課	
	T (H21.06.25) (再処理) 品質管理部 教育課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">アクション (5) ②で実施する</div>		
第三者監査所見	-----	

No. 17 平成21年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	直接要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	中長期的対策	a. ルール、仕組み
再発防止対策	③保安規定やマニュアルの単なる教育にとどまらず、安全意識を深めるために、解釈及び根拠、保安規定作成時の背景を理解させるべく教育システムを構築する。	
被監査部門	T (H21.06.23) (再処理) 技術部 技術課	
	T (H21.06.25) (再処理) 品質管理部 教育課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">アクション (5) ②で実施する</div>		
第三者監査所見	-----	

No. 18 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	直接要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	中長期的対策	a. ルール、仕組み
再発防止対策	④保安規定及び社内規程類の解釈に迷うような箇所を吸い上げる仕組みを構築し、定期的に保安規定及び社内規定類に対して必要な改正を行う。	
被監査部門	T (H21. 06. 23) (再処理) 品質管理部 品質管理課	
	T (H21. 06. 23) (再処理) 技術部 技術課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input checked="" type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>品質管理課にて、「標準類において解釈に迷う箇所を抽出し、それを標準類へ反映するためのフロー図」の原案を策定し、再処理事業部各課に対してコメント依頼を発出した段階である。6 月末までに各課のコメントを収集して整理・検討を行い、文書管理要領に反映・改正する計画である。(ほぼ、マイルストーンに従って進行中)。</p> <p>このアクションプランは、今後対応する仕組み作りであり、当座に必要な「現在の保安規定や標準類における解釈不明点の解説」は、アクション(5)②でフォローされるものと、監査チームは理解する。</p>		<p>①直接要員に係る対策案に関するコメント依頼 [直接要員 a. ④] 業務連絡 (2009. 6. 10)</p>
第三者監査所見	<p>本テーマの仕組みそのものは、「各部署で標準類を査読し、疑問点を指摘しよう」というものであり、比較的簡単である。新人も含めた読者層が誤解するかもしれない内容を「的確に抽出する」ことができるか否か、運用開始後に注意深く評価してみる仕組みも重要であろう。</p>	

No. 19 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	直接要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	中長期的対策	b. 組織風土
再発防止対策	①保安教育の中に過去の異常事例（今回の事象を含む）を追加し、継続して安全意識、危機管理意識の向上を図る。	
被監査部門	T (H21. 06. 22) (再処理) 技術部 管理課	
	T (H21. 06. 25) (再処理) 品質管理部 教育課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中（実施部門への伝達未完）。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input checked="" type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
1) 保安教育用の教材に具体的なトラブル事例を追加すべく、当該対応が実施された。(右記①) 2) 上欄の「対策」に示した内容を保安規定教育のルールとして取り組むために、右記②の改正が行われている。教育内容が最新の題材で行われるべきという視点から、教育資料の見直しを毎年度実施すると共に、早急な対応が必要な場合には、その都度に見直しを実施するという主旨が織り込まれた。 3) 上述の「最新の題材」は入社時教育には適用が容易であるが、年1回の保安教育では、題材の最新性を逸することが考えられる。教育課では、最適な実施方法を別途検討することになっている。		①保安教育実施細則(廃棄物管理施設)の改正 (平 21 再品粟第 50 号) ②再処理事業部 保安教育実施細則 (A4-P4-05-003-12)
第三者監査所見	タイムリーな対応と、気配りがなされている。	

No. 20 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部/品質保証室

大分類	直接要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	中長期的対策	b. 組織風土
再発防止対策	②過去の事例（今回の事例を含む）に対して、当時の判断や対応の経緯について、役員、部課長、課員等の階層別に定期的にディスカッションを行い、常に安全側に考える意識や、危機管理意識の向上を図る。	
被監査部門	T (H21. 06. 22) (再処理) 技術部 管理課	[立案]
	T (H21. 06. 25) (再処理) 品質管理部 教育課	[立案]
	S (H21. 06. 24) (再処理) 保修部 保修管理課	
	S (H21. 06. 25) (再処理) 保修部 電気保修課	
	T (H21. 06. 25) (再処理) 保修部 機械保修課	
	S (H21. 06. 26) (再処理) 放射線管理部 放射線管理課	
	S (H21. 06. 25) (再処理) 放射線管理部 放射線安全課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中（実施部門への伝達未完）。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input checked="" type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)	<p>1) 当該アクションプランの策定に先立ち、再処理事業部においては、事業部長以下の事業部幹部が「高レベル廃液の漏えいに関する保安規定違反等」に係るディスカッション(文書①)を行っている。</p> <p>2) 技術部と品質管理部の両者が立案部門となったアクションプラン項目(7項目)についての実施方針等の打合せ(文書②)が5月13日に実施されていることを確認した。</p> <p>3) 本アクションプランを実行するため、5月29日に技術課が作成した過去事例(5件)のうちから1件の事例を選定し、当該テーマに関して階層別ディスカッションを行い、6月30日までに実施結果を提出するようとの業務連絡書が教育課より送付されている。</p> <p>4) 当該業務連絡書中において、ディスカッションは2回/年を目標とする計画となっている。教育課の役務としては、ディスカッション結果を評価し、必要に応じて助言を行うこと、及びその結果を保管することであると規定されている。</p> <p>5) 3項で述べた階層別ディスカッション記録をサンプリング抽出(文書④～⑥)し、閲覧した。いずれの記録も適切なディスカッション内容であるとともに、所属長評価も的確に記載されていることを確認した。</p>	(参照文書・記録等)
第三者監査所見	<p>アクションプランに記載されている教育資料の作成及び初回ディスカッションの実施まではほぼスケジュール通り進行していることを確認した。</p> <p>今後、当該活動の規定化、及びディスカッションがスケジュール通り、継続実施されることを期待したい。</p>	

No. 21 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	直接要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	中長期的対策	b. 組織風土
再発防止対策	③保安教育内容を充実させ、核燃料物質（ウラン溶液、プルトニウム溶液、高レベル廃液）及びそれぞれ取り扱う設備に対する知識を向上させる。	
被監査部門	(H21.06.23) (再処理) 技術部 技術課	
	(H21.06.25) (再処理) 品質管理部 教育課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中（実施部門への伝達未完）。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
アクションプラン (5) ④の項、参照。保安教育内容に反映される。		
第三者監査所見	-----	

No. 22 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	直接要因に係る対策のアクションプラン	
アクション	中長期的対策	b. 組織風土
再発防止対策	④作業と保安規定の関係を常に意識するように、作業実施に係る資料に保安規定の該当する条項を記載する旨を、会議体のルール等に反映する。	
被監査部門	T (H21. 06. 23) (再処理) 品質管理部 品質管理課 [立案]	
	T (H21. 06. 25) (再処理) 品質管理部 教育課	
	S (H21. 06. 24) (再処理) 運転部 燃料管理課	
	S (H21. 06. 24) (再処理) 運転部 ガラス固化課	
	S (H21. 06. 24) (再処理) 保修部 保修管理課	
	S (H21. 06. 25) (再処理) 保修部 電気保修課	
	T (H21. 06. 25) (再処理) 保修部 機械保修課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input checked="" type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>1) アクションプラン立案(4月30日)以前において、技術課より喫緊の対策に対する具体的な方策として、4月30日以降、作業実施に係る作業票及び作業指示書等に対しては、保安規定の該当する条項を記載することを依頼した業務連絡書(文書①)が関係部署に送付されていることを確認した。</p> <p>2) 当該アクションプランを実行するため、5月27日付、及び6月9日付(改正版)で品質管理部から保安規定が関与する部門長に対して、(1)対象となる規定類の洗い出し、(2)規定類の改正を実施する旨の業務連絡書(文書②、③)が発出されている。規定類の洗い出しについては、6月30日までに実施し、品質管理課に報告するように指示されていることを確認した。</p> <p>3) 上記の業務連絡を受け、関係部署における実施状況を監査した結果、対象としたいずれの部署においても手順書の範囲内については、保安規定条項の記載が確実に実施されていることを確認した。その一例を右記④及び⑤の文書に示す。</p> <p>4) 前述のごとく、手順書レベルに対する対応はほぼ終了したことから、今後はより上位規定類に対する活動が予定されている。</p>		<p>①業務連絡書：(依頼) 「作業と保安規定の関係を常に意識するための改善」の実施について(再工技術-発-09015)</p> <p>②業務連絡書：(依頼) 「作業実施に係る資料に保安規定の該当する条項を記載する。」を規定類に反映する依頼について(再品品-発-09041)</p> <p>③上記文書(改正版) (再品品-発-09041)</p> <p>④運転部 ガラス固化課 運転管理マニュアル (A5-M4-07-022-15)</p> <p>⑤使用済燃料受入れ・貯蔵施設 燃料取出し設備 燃料取出し装置 運転手順書 (A5-31-07-038-11)</p>
第三者監査所見	<p>関連規定類の洗出し結果の提出期限は6月30日と設定されていることから、今回の監査時点では再処理事業部全体の洗い出し結果を確認する段階には至っていなかったが、現時点までの活動は、アクションプランの計画に沿った活動が実施されていると判断する。</p>	

No. 23 平成 21 年度 特別監査 項目別監査結果 再処理事業部／品質保証室

大分類	喫緊の対策	
アクション	(a) ルールの仕組み : 3 件 (b) 組織風土 : 3 件	
再発防止対策	---	
被監査部門	T (H21. 06. 23) (再処理) 技術部 技術課	
進捗度	<input type="checkbox"/> : 構想立案中 (実施部門への伝達未完)。 <input type="checkbox"/> : 事務局部門からの指示に基づき、活動が開始された段階である。 <input checked="" type="checkbox"/> : 担当部門において活動が展開され、成果が確認できる段階である。	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<p>保安規定違反に関する国への報告で取り上げた「喫緊の対策」については、該当する 6 項目のすべてが実施されたことを確認した。</p> <p>a. ① 漏洩検知装置の計装配管の詰りは、作動不良と判断するよう周知 → ルール化すべく、業務連絡書にて周知。</p> <p>a. ② 保安規定の要求事項を正しく理解するために、社内規程類を改正 → 保安規定運用要領を改正。アクションプランにてフォロー。</p> <p>a. ③ 保守作業実施計画の作成要否に関し、判断フローの作成と社内規定への反映 → 保安規定運用要領を改正。既に実運用を開始している。</p> <p>b. ① 事業部長以下の事業部幹部によるディスカッション → 実施されたことをエビデンスで確認。 社長はもとより、事業部長が「安全最優先宣言」を発出。</p> <p>b. ② 作業と保安規定の関係を意識するよう、作業実施資料に保安規定該当条項を記載 → 業務連絡書にて周知。アクションプランにてフォロー。</p> <p>b. ③ 保安規定との関係を意識できるよう、再処理安全委員会資料に保安規定該当条項を記載 → 社内規程を改正済。</p>		
第三者監査所見	あくまで「喫緊の対策」が打たれたものであり、安全基盤の強化・定着は、アクションプランの実施によって達成されるものと理解する。	

No. 24 平成 21 年度 第 1 回定期監査 部門別 監査結果 (「室」 No. 1)

被監査部門	品質保証室 品質監査 G	備考
監査実施日	平成 21 年 6 月 26 日 S	(参照規定類、等)
<p>(文書監査(前々回のフォロー))</p> <p>前々回の監査時において、下記の提言を行っていた。</p> <p>■提言事項：品質保証室が被監査側の対応</p> <p>品質保証室が被監査側になる場合の監査実施計画書の発行責任が明確でない。監査実施計画書は監査側が準備するよう明記することが望まれる。</p> <p>→前回の監査時点では、内部規定を見直す方針であることを聴取しており、今回、その活動結果を確認したものである。</p> <p>右記の要則において、品質保証室が被監査部署の場合の自身の対応に際しての公平性を担保する活動内容の記載が付加された。</p> <p>文書類名称の最新版への改訂と併せ、適切な改正が実施されていることを確認した。</p>		<p>①内部監査要則 要則品証室第3号-7</p>
<p>(実地監査)</p> <p>1. 2009年度内部監査計画</p> <p>2009年度内部監査計画が策定され、平成21年7月7日の経営委員会で審議が予定されている。今年度の主な内部監査方針の一つとして、昨年度より力点が置かれている有効性評価視点からの監査実施が上げられる。また、今年度の重点監査項目として、1)全社再発防止対策、及び 2)省令改正に伴う保安規定改正 を取り上げられており、現在、JNFLとして緊急に取り組む必要のある課題が含まれており、現状に適した監査項目であると理解できる。</p> <p>2. 内部監査の実施</p> <p>前回の監査以降に監査が終了した再処理事業部に対する監査報告書を確認した。再処理事業部においては、監査の過程で種々のトラブルへの対処等に追われたこともあり、2008年11月6日の開始から2009年3月24日の終了まで約5ヶ月を要した。</p> <p>当該監査において、3件の提言事項が監査チームより提起されたが、いずれの事項に対しても処置もしくは処置方針が報告されており、適切な対応が行われていることを確認した。</p>		<p>②品証室が実施する 2009年度内部監査計画について(2009年7月7日 経営委員会資料)</p> <p>③監査報告書(再処理事業部) (品証B1-09-001-R00)</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲において、品質監査Gは改善策に沿った活動を継続して実施するとともに、アクションプランの進捗状況を監査項目として取り上げ、活動展開を継続している。改善活動(PDCA展開)への注力がなされており、品質マネジメントシステムは良好と判断する。</p>		

No. 25-1 平成 21 年度 定期監査 (前回監査フォロー) 再処理事業部

被監査部門	品質管理部 品質管理課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 21 年 6 月 23 日	T
<p>(前回監査結果のフォロー状況)</p> <p>前回の定期監査において、提言事項 (採否は任意) を提起した品質管理課においては、提言事項を前向きに捉えたフォロー活動が実施されたことを確認した。その対応状況を下記に示す。</p> <p>■提言事項とその対応状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記の文書④及び⑤において、「記録」の定義が、微妙に異なっている。規定に定める「定義」は全社で統一した一種類であることが望まれる。 2. 「記録」は「文書」の一種である。文書④及び⑤は統合して記載した方が、読者には便利である。(本件、すでに品質管理課でも 1. 項の提言事項を含めて考慮中であるとのことである)。 3. 根本原因分析に係る手続き・運用に関して、例えば、文書②の 7. (3) 項と、文書③の 7. (2) 項でかなりの重複記述がある。「要領」と「細則」のあり方の問題はもとより、文書の訂正管理、及び読者の利便性を考えると、重複記述の回避に工夫が望まれる。 <p>→ すべての項目について検討され、適切な対応がなされたことを確認した。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>提言事項を前向きに捉えたフォローが確実に実施されたことを確認した。その活動を評価したい。</p>		

No. 25-2 平成 21 年度 定期監査 (前回監査フォロー) 再処理事業部

被監査部門	運転部 精製課		備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 21 年 6 月 23 日	S	
<p>(前回監査結果のフォロー状況)</p> <p>前回の定期監査において、提言事項 (採否は任意) を提起した精製課においては、提言事項を前向きに捉えたフォロー活動が実施されたことを確認した。その対応状況を下記に示す。</p> <p>■提言事項とその対応状況</p> <p>中央操作室に配備されている多数の手順書の最新版管理が完璧であることが確認できた。</p> <p>一方、硝酸ウラニルサンプリング用フード室に備え付けられている放射線管理計画書が旧版であった。約30種類の作業手順が一括で収納されている手順書集といえるものである。その1種類が追加されたために表紙の改正番号が更新された経緯があり、当日に実施された作業自体は最新版に基づくものであった。とはいえ、作業・検査・製造に使用される文書の最新版管理は重要であるので、管理方法の工夫が望まれる。</p> <p>→上記の提言事項に対応すべく、精製課が放射線管理計画書を配備した箇所を取りまとめた一覧表を作成した。</p> <p>また、関連業務フロー図 (放射線管理計画書の作成及び現場配備の管理) に基づき、欠落の生じない対応が行われることを確認した。</p>			<p>①精製課 放射線管理計画書の配備一覧表</p> <p>②業務フロー図 放射線管理計画書の作成及び現場配備の管理 (業務コード：33-1)</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>提言事項を前向きに捉えたフォローが確実に実施されたことを確認した。その活動を評価したい。</p>			

No. 25-3 平成 21 年度 定期監査 (前回監査フォロー) 再処理事業部

被監査部門	運転部 分離課		備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 21 年 6 月 25 日	S	
<p>(前回監査結果のフォロー状況)</p> <p>前回の定期監査において、提言事項 (採否は任意) を提起した分離課においては、提言事項を前向きに捉えたフォロー活動が実施されたことを確認した。その対応状況を下記に示す。</p> <p>■提言事項とその対応状況</p> <p>記録類の管理が、総じて良好であることを上述したが、例えば、任意抽出した巡視・点検日誌の中で記録確認者が確認できない事例があった。QMSにおいては、点検・確認行為の責任の明示は重要であるので、何らかの方法で明示を励行することが望まれる。</p> <p>→巡視・点検日誌にパラメータの逸脱等の気付き事項に対するコメント欄を追加するとともに、記録確認者欄が追加された。 これらの変更を行うため、右記のマニュアルが改正されていることを確認した。</p>			<p>①分離建屋 巡視・点検 マニュアル (A5-M6-07-003-34)</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>提言事項を前向きに捉えたフォローが確実に実施されたことを確認した。その活動を評価したい。</p>			

平成 21 年度 特別監査
(平成 21 年度 第 1 回定期監査を含む)

日程及び出席者
(再処理事業部・品質保証室)

実施日	実施時刻	被監査部門等	実施内容	出席者	実施場所
6月25日 (木)	9:10~11:10	品質管理部 教育課	監査	対応者 []	H2 南棟 8階 A 会議室
	11:30~12:00 13:00~13:20	品質保証室 品質保証 G	監査	対応者 []	H1 702 会議室
	13:20~14:10	品質保証室 品質計画 G	監査	対応者 []	
	14:20~15:05	放射線管理部 放射線安全課	監査	対応者 []	
	15:15~16:00	保修部 機械保修課	監査	対応者 []	H2 南棟 8階 A 会議室
	16:10~16:55	保修部 電気保修課	監査	対応者 []	
	17:00~17:30	運転部 分離課	監査	対応者 []	
6月26日 (金)	9:10~10:10	放射線管理部 放射線管理課	監査	対応者 []	H2 南棟 8階 A, B 会議室
	10:20~11:05	運転部 前処理課	監査	対応者 []	
	13:10~14:00	品質保証室 品質監査 G	監査	対応者 []	H1 701 会議室
	15:00~16:00	全被監査部門	クロージング ミーティング	対応者 [] 事務局 []	H2 南棟 8階 A, B 会議室